全管理室長」に、「課長補佐（総括）」を「課長補佐（総括）　統計企画管理官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、「、総合食料局総務課」を削り、「消費・安全政策課」の下に「、食料産業局総務課」を加え、同部地方農政局の項中「消費・安全調整官　会計室長　事業管理調整官」を「国有財産管理・調達室長　消費・安全調整官　経営政策調整官　事業管理調整官　地域統計室長」に、「課長補佐（管理）」を「課長補佐（管理）　農政情報調整官」に改め、同部地方農政事務所の項を次のように改める。

地方農政局の地域センター	センター長　次長　総括業務官　主任業務官　業務官（人事又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政業務管理官　総括農政情報官　農政情報調整官　総括管理官（農政推進）　総括表示・規格指導官　農政情報調整官　総括流通監視官　総括農畜産安全管理官　総括管理官（消費・安全）

別表農林水産省の部地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターの項を削り、同部北海道農政事務所の項中「総括統計官　地域統計室長」を「産業統括監　総括統計官　地域統計室長」に改め、同部北海道農政事務所の統計・情報センターの項を次のように改める。

北海道農政事務所の地域センター	センター長　次長　総括業務官　業務官（人事又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政業務管理官　総括農政情報官　農政情報調整官　総括管理官（農政推進）　総括表示・規格指導官　総括流通監視官　総括農畜産安全管理官　総括管理官（消費・安全）

別表水産庁の部内部局の項中「遊漁・海面利用室長」を「沿岸・遊漁室長」に改める。

別表経済産業省の部内部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　調査統計審議官」に、「東アジア経済統合企画官」を「東アジア経済統合企画官　アフリカ地域企画官」に改め、「バイオ安全対策企画官」を削り、「医療・福祉機器産業室長」を「サービス産業室長」に、「監督室長　国際博覧会企画官」を「監督室長」に、「、宇宙産業室長又は国際博覧会企画官」を「又は宇宙産業室長」に改める。

別表資源エネルギー庁の部内部局の項中「海洋資源開発企画官」を「海洋資源開発企画官　鉱物資源開発企画官」に改める。

別表国土交通省の部内部局の項中「局長　政策統括官」を「局長　政策統括官　国際統括官」に、「運輸安全政策審議官」を「危機管理・運輸安全政策審議官」に、「技術参事官　課長」を「技術参事官　課長　危機管理官」に改め、「事業総括調整官」を削り、「労働資材対策官　土地企画調整室長　地価公示室長　水資源政策企画官　総合水資源管理戦略室長　都市・地域整備企画調整官」を「事業総括調整官　調整室長（土地・建設産業局総務課の調整室長に限る。）　地価公示室長　労働資材対策官　都市企画調整官」に、「水利調整室長」を「水利調整室長　水資源政策企画官　総合水資源管理戦略室長」に、「首席航空機検査官　首席整備審査官」を「首席整備審査官　首席航空機検査官　首席設計審査官」に、「国土計画局総務課、土地・水資源局総務課、水資源政策課、都市・地域整備局総務課、河川局総務課」を「国土政策局総務課、土地・建設産業局総務課、都市局総務課、水管理・国土保全局総務課、水資源政策課」に、「国土計画局参事官」を「大臣官房参事官、総合政策局参事官」に改め、「、政策統括官付参事官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十三年九月一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

○農林水産省・環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十三年九月二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　細野　豪志

承認番号　11―46 P―0013

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	シンジェンタジャパン株式会社 代表取締役社長　村田　興文 東京都中央区晴海一丁目８番10号オフィスタワーX
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤メソトリオン耐性ダイズ（改変*avhppd*、*Glycine max* (L.) Merr.）(SYHT04R, OECD UI: SYN―0004R―8)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：静岡県島田市神座138番地 名　　称：シンジェンタジャパン株式会社　開発本部　中央研究所　神座サイト隔離ほ場
	使用期間：承認日から平成25年３月31日まで
	1　隔離ほ場の施設
	(1)　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。
	(2)　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。
	(3)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えダイズの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ダイズの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。
	(4)　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を減少させるための防風網及び鳥害を防ぐための防鳥網を設置している。
	2　隔離ほ場での作業要領
	(1)　本遺伝子組換えダイズ及び比較対照のダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。
	(2)　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。